確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年六月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百四十五号

確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十六号）の一部の施行に伴い、並びに確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第六十二条第一項第二号、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第八十二条及び第八十二条の二第一項、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の十五第一項第二号、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第六十八条並びに法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第六十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（確定拠出年金法施行令の一部改正）

第一条　確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第二号中「第八十二条の二第四項」を「第八十二条の二第六項」に改める。

第三十五条第四号を削る。

（確定給付企業年金法施行令の一部改正）

第二条　確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十九条」を「第四十八条の二」に改める。

第六章中第四十九条の前に次の一条を加える。

（実施事業所の減少の特例に関し必要な事項）

第四十八条の二　法第七十八条の二の承認の申請は、減少させようとする実施事業所以外の実施事業所の労働組合等の同意（法第七十四条第二項に規定する労働組合等の同意をいう。）を得て行わなければならない。

2　前項の場合において、減少させようとする実施事業所が二以上であるときは、同項の同意は、各実施事業所について得なければならない。

3　法第七十八条の二の認可の申請は、代議員会における代議員の定数の四分の三以上の多数による議決を経て行わなければならない。

第五十条の二第一項中「又は移換先確定給付企業年金をいう。次条において同じ。）の加入者の資格を取得した日から起算して三月を経過する日のいずれか早い日」を削る。

第五十条の三中「移換先確定給付企業年金」の下に「（同条第一項に規定する移換先確定給付企業年金をいう。）」を加える。

第六章中第五十四条を第五十三条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（省令への委任）

第五十四条　この章に定めるもののほか、確定給付企業年金間の移行等に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第五十四条の三第一項中「第八十二条の二第四項」を「第八十二条の二第六項」に改める。

第五十四条の六中「「移換先確定給付企業年金（同項に規定する移換先確定給付企業年金をいう。次条において同じ。）の加入者」とあるのは「企業型年金加入者（確定拠出年金法第二条第八項に規定する企業型年金加入者をいう。）又は個人型年金加入者（確定拠出年金法第二条第十項に規定する個人型年金加入者をいう。）」と」を削る。

（地方税法施行令の一部改正）

第三条　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条の二の四第一項第二号中「第七十八条第三項」の下に「、第七十八条の二第三号」を加える。

（所得税法施行令及び法人税法施行令の一部改正）

第四条　次に掲げる政令の規定中「増減）」の下に「、第七十八条の二第三号（確定給付企業年金を実施している事業主が二以上である場合等の実施事業所の減少の特例）」を加える。

一　所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第六十四条第一項第二号

二　法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第百三十五条第二号

附　則

この政令は、平成二十八年七月一日から施行する。

総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○財務省令第五十八号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七条の五第三号、第五十一条第三号、第六十三条の四第三号、第六十七条の六第三号、第六十七条の十三第三項第二号ハ及び第七十九条第三項第三号の規定に基づき、関税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月二十四日　財務大臣　麻生　太郎

関税法施行規則の一部を改正する省令

関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の三を次のように改める。

（法令遵守規則の記載事項）

第一条の三　法第七条の五第三号（承認の要件）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法及び他の法令（以下この条において「法令」という。）を遵守するために必要な体制を整えるための次に掲げる事項

イ　この号ロからホまでに規定する業務を総括する部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

ロ　輸入申告（法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定に基づき行う輸入申告をいう。以下同じ。）及び特例申告（法第七条の二第二項（申告の特例）に規定する特例申告をいう。以下同じ。）（第五号においてこれらの申告を「輸入申告等」という。）に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

ハ　担保の提供（法第七条の八第一項（担保の提供）の規定により担保の提供を命ぜられた場合に行う担保の提供をいい、提供した後における当該担保の管理を含む。）並びに関税並びに輸入貨物に係る内国消費税（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第二条第一号（定義）に規定する内国消費税をいう。）及び地方消費税の納付に係る事務の管理（第五号において「担保及び納税の管理」という。）に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

ニ　特例申告貨物（法第七条の二第二項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。）のセキュリティ（貨物の現況の的確な把握その他貨物の安全管理のために必要な措置を講ずることをいう。以下同じ。）に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

ホ　法令の遵守状況の監査に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

二　前号イからハまで及びホに規定する部門における業務の具体的内容及び手順

三　第一号ニに規定する部門における特例申告貨物のセキュリティに関する業務の具体的内容及び手順